

広島県(平成15年度)等多数ある。
奈良県においては、農地保有合理化促進事業を実施している財団法人奈良県農業振興公社や、緑化推進事業を実施している財団法人緑化推進協会等との合併又は管理部門の統合により、経営・事務の効率化が図れる方法がないか模索することが望まれる。

③ 奈良県民の森林への理解の促進
(A) 森林の多面的機能

国においては平成13年6月にこれまでの木材生産を主体とした政策を抜本的に見直すために「森林・林業基本法」を制定し、この基本理念として①森林の有する多面的機能の発揮、②林業の持続的かつ健全な発展、③林産物の供給・利用の確保を掲げている。この①に関し林野庁、日本学術協会において考案された算出方法によって森林の多面的機能を貨幣評価することが可能である。

奈良県の林業基金が所有している基金造林について、1年間の多面的機能が生み出す貨幣的価値の算定結果(奈良県林政課試算)は、次のとおりである。

(単位:億円)

機能の種類	評価額	備考
水源涵養機能	3	森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水、濁水を防ぎ、更にその過程で水質を浄化する役割
土砂流出防止機能	12	13 森林の下層植生や落葉表枝が地表の浸食を抑制する役割
土砂崩壊防止機能	5	5 森林が根糸を張り巡らすことにより土砂の崩壊を防ぐ役割
保健休養機能	1	1 森林が人にやさしさを与え、余暇を過ごす場として果たしている役割
野生鳥獣保護機能	2	2 森林が果たしている野生鳥獣の生息の場としての役割
大気保全機能	1	1 森林がその成長の過程で二酸化炭素を吸収し、酸素を供給している役割
合計	36	

(注) 数値の算定に当たり、一定の仮定を置いている。また、算定に当たり上記で貨幣評価をしたなかった森林の持つ多面的機能は①遺伝子資源の保全、②気候の緩和、③風害、雪害、など、落石などの防止、④騒音の防止、⑤魚類の生息環境の保全等がある、とのことである。

なお、奈良県の森林全体に対する多面的機能の貨幣的価値評価額は

8,365億円であるとのことである。
このような多面的機能の評価数値も参考にし、森林及び林業を評価していく必要があると考える。

(B) 奈良県民への情報開示

奈良県民へ林業基金の現状を説明し、林業基金の経営に対してどの程度資金的な援助を奈良県として行うことが適切なのか、議論することが必要と考える。また、今後の厳しい財政状況のもとで、どのような自動努力を行っていくかという事業展開のビジョンも奈良県民に対して明らかにすべきである。

あわせて奈良県民に対して、森林の多面的機能評価の情報も開示することが望まれる。

④ 林業基金の今後のあり方

上述したとおり、林業基金は行政の代行と補完を併せ持つ組織であるが、効率性、経済性、専門性の観点から奈良県が直接林業基金実施事業(森林造成事業等)を実施する方がよいのか、従来どおり林業基金が事業を実施する方がよいのか、という点について検討する。

(A) 効率性

県有林造成受託事業については、林業基金が奈良県から事業を受託後、各森林組合へ委託しており、委託業務の効率的な配分が図られ、契約事務の効率化が図れている、と奈良県は考えている。しかし、林業基金の従事者は大部分が奈良県からの派遣職員であり、奈良県が直接、事業を実施し、各森林組合へ委託しても同じである。

(B) 経済性

林業基金の職員は奈良県派遣職員、嘱託職員、日々雇用者、現場指導員である。奈良県と同じ給与基準としているので人件費において別組織とすることの経済性に差はない。逆に、理事(常務理事)の報酬については別組織である為に発生する(「公社・事業団等再雇用職員の任免、給与に関する取扱要領」に準拠して支給されている。)。また、経費については、事務所賃借料、総会開催費用、事業報告書印刷等の諸経費も別組織にすることで発生している。

一方、林業基金が事業を実施することにより、農林金融公庫からの資金

借入れが可能となる。林業基金によれば、奈良県が直接に事業を実施するよりも過去19年間で67億円に及ぶ追加財源の調達が可能となったこととである。

(C) 専門性

林業に関して確かに専門的な知識は蓄積している。しかし、主要業務を行っている者は奈良県派遣職員であり、3年勤務後、奈良県本庁へ部署異動をしており、林業基金においてはさほど知識が蓄積しているとは言えないと考える。

これらに対し、奈良県は林業基金が奈良県に吸収され、林業基金の事業を奈良県自らが実施することについては、次のとおりの問題点があると考えている。

- 1) 林業の低迷している現状において、林業基金を解散することは、奈良県自らが低迷している林業に拍車をかけることになり、地域林業に与える影響は大きい。
- 2) 現在、林業基金が実施している事業を奈良県が引継ぐことは林業基金が抱えている農業漁業金融公庫からの借入債務も奈良県が引継ぐことになる。債務の転嫁については一般行政予算を圧迫することになるので、奈良県にとって問題が大きい。
- 3) 林業基金は現場の実情に即した迅速な対応が行われてきたが、果たして奈良県に同様の対応が可能かどうか疑問である。
- 4) 土地所有者と林業基金との間で締結された契約に基づき、長期間に及ぶ森林整備を履行していくことは、奈良県にとって困難であると考えられる。

また、奈良県から、今後、林業基金にとって好ましいと認められる外部環境の要因について次のとおり説明を受けた。

- 1) 安価な外材の輸入増加が、木材価格の低迷の主な要因の一つとなっている。現在、輸入されている外材の中には違法に伐採された木材も多く含まれていると聞き及んでいることから、今後輸出国での違法伐採の取り締まりが強化され、輸出の増大に歯止めがかかることが予測される。
- 2) 国で地球温暖化対策税が検討されつつある。平成15年8月に「温暖化対策税制の具体的な制度の案 ～国民による検討・議論のための提案～」が環境省から提案されている。税の使途として、二酸化炭素吸収源

対策としての森林整備への活用も検討されていることから、公的な森林整備を担っている森林整備法人（林業基金）が行う森林整備への活用も期待される。

確かに、上記の奈良県が主張する問題点も発生することは予測されるが、林業基金の現状を広く林業関係者、奈良県民に説明することで、林業基金の事業を奈良県自らが実施すべきなのか、このまま引き続き別組織で財団法人として運営するべきなのか議論していく必要があると考える。今後の議論の参考として、当報告書を利用されることを期待する。

第3 財団法人奈良県緑化推進協会

1 法人の概要

1. 目的及び設立経緯

(1) 目的及び事業

① 目的（寄付行為第3条）

財団法人奈良県緑化推進協会（以下第3において「推進協会」という。）は、奈良県における調和のとれた緑環境整備を進めるため、緑化思想の高揚と緑化事業の推進、県土の保全、水資源の確保、並びに県民が行う森林の整備及び緑化の推進に係る自発的な活動の円滑化を図り、もって緑あふれる豊かな住みよい郷土づくりに寄与することを目的とする。

② 事業（寄付行為第4条）

推進協会は前条（寄付行為第3条）の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1) 緑化思想の啓蒙・普及に関すること。
- 2) 森林・緑環境の造成、整備及び活用並びにこれらに係る国際協力に関すること。
- 3) 緑化推進団体の育成に関すること。
- 4) 緑化募金（緑の募金による森林整備等の推進に関する法律）の推進及び緑の募金による寄付金の管理。
- 5) 森林の整備、緑化の推進及び森林の整備若しくは緑化の推進に係る国際協力（以下第4においてこれを「森林整備等」という。）を行う者、又は森林整備等を行う者に対して助成する者に対する交付金並びに森林整備等に関する調査、研究及び緑化技術の普及に関すること。
- 6) 緑化に関する調査研究・緑化技術の普及に関すること。
- 7) その他前条の目的を達成するために必要な事業。

(2) 設立経緯

戦後の荒廃した森林・緑の復興を目指し、緑の羽根をシンボルとした募金活動の普及啓蒙等幅広い県民運動として緑化推進を展開するため昭和25年1月に奈良県緑化推進委員会が設立された。その後、着実に森林・緑の復旧がなされたが、昭和60年代に入り、国民の森林・緑に対する関心の高まりやニーズの多様化の中、昭和63年3月「緑と水の森林基金」が創設され、当委員

会も本件の募金の受け皿となった。平成7年「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」^(注)が施行されることとなり、これに対応するため推進協会が設立された。

(注)緑の募金による森林整備等の推進に関する法律の目的は、緑の募金の健全な発展を図るために必要な措置を定めることなどにより、国民、事業者及びこれらの者の組織する民間の団体が行う森林整備などに関わる自発的な活動等の円滑化を図り、もって我が国における森林の整備及び緑化の推進並びにこれらに係る国際協力の推進に資することである。

当該法律第5条において、同条に規定する業務を行う者（民法法人）を都道府県に一を限って指定することができるとしている。推進協会は奈良県において業務を行う者として指定を受けているものである。

(3) 基本金

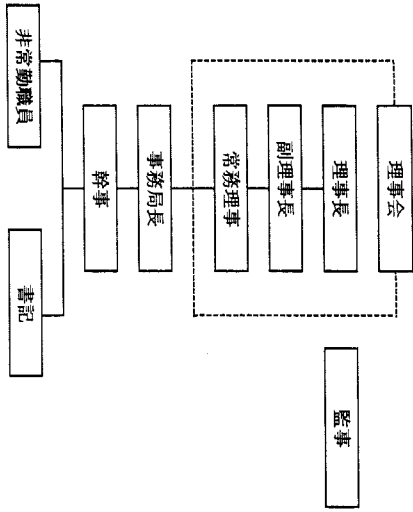
31,000千円（奈良県出捐15,000千円（48.4%）、残り16,000千円は、推進協会の前身である奈良県緑化推進委員会が解散時に有していた正味財産を推進協会の基本金に組入れたものである。）

2. 実施事業

推進協会の平成14年度の実施事業は次のとおりである。

番号	事業名	事業費 (千円)	主な財源	事業内容
1	緑化啓蒙普及事業	7,200	募金収入 県補助金	①主な実施事業 ①緑化コンクール ②2002なら森を育てる祭典の共催 ③緑化啓蒙イベントへの助成 ④緑化広報宣伝活動 ⑤緑と花の日整
2	環境緑化事業	5,450	募金収入 助成金収入	①みんなの森造成事業への助成（地域住民で組織する団体等が実施する緑化造成事業への助成） ②地球温暖化防止対策事業（平成14年度は平城山を中心に植林を実施）
3	みどりの少年団活動事業	3,759	募金収入 県補助金 助成金収入	①みどりの少年団活動費に対する助成 ②みどりの少年団交流集会 ③全国交流会への参加
4	森林基金事業	1,763	助成金収入	①森林文化活動（緑化啓蒙PR展及び苗木配布） ②ボランティア緑化活動事業（森林ボランティア団体への助成、森林ボランティア交流大会への助成） ③自然エネルギー対策の推進
5	緑化募金事業	2,266	募金収入	緑の募金運動。事業費は運動に要する経費
6	受託事業	11,046	受託事業収入	奈良県からの受託事業 ①天田山遊びの森管理事業 ②治山台帳作成事業 ③天田山遊びの森体験ツアー県民参加整備事業

3. 役員及び職員の状況
平成14年度末における推進協会の組織の状況は次のとおりである。



役員は理事20名、監事2名である。理事長は奈良県知事、副理事長は奈良県議会議長及び奈良県林務長である。常勤の理事は常務理事（奈良県職員〇名）で事務局長を兼務している。
職員は正職員2名（うち奈良県職員〇B1名）と非常勤職員1名の合計3名である。

4. 平成14年度計算書類の要約
平成14年度計算書類の要約は次のとおりである。

① 収支計算書（自平成14年4月1日 至平成15年3月31日） (単位：千円)

科目	平成14年度	平成13年度	平成14年度	平成13年度
I 収入の部			II 支出の部	
1 基本財産運用収入	85	54	1 緑化啓蒙普及事業	7,200
2 補助金等収入	16,899	14,343	2 環境緑化事業	5,450
3 助成金収入	12,279	11,057	3 みどりの少年団活動事業	5,566
4 寄附金収入	4,620	3,286	4 森林基金事業	3,759
5 委託事業収入	11,046	11,379	5 緑化基金運動費	1,763
6 寄附金収入	17,650	17,161	6 交付金	2,266
7 繰入金収入	1,000	1,500	7 管理費	1,471
8 雑収入	16,650	15,661	8 人件費	15,568
9 特定預金取崩収入	500	500	9 その他管理費	13,708
10 有価証券売却収入	219	323	10 委託事業費	1,860
11 有価証券売却収入	—	10,812	11 特定預金支出	1,170
12 特定預金取崩収入	—	10,812	12 退職給与引当預金支出	1,70
13 当期収入合計	47,024	183	13 財政調整積立金支出	1,000
14 前期末繰越収支差額	11,571	54,756	14 固定資産取得支出	—
15 収入合計	58,595	19,225	15 当期支出合計	10,994
			16 当期収支差額	49,691
			17 次期繰越収支差額	62,410
				△ 2,668
				△ 7,654
				11,571

② 貸借対照表（平成15年3月31日現在） (単位：千円)

科目	平成14年度	平成13年度	平成14年度	平成13年度
I 資産の部			II 負債の部	
1 流動資産			1 流動負債	
現金預金	4,641	6,665	未払金	5,457
未収金	9,845	8,102	預り金	125
流動資産合計	14,486	14,767	流動負債合計	5,582
2 固定資産			2 固定資産	
基本財産			退職給与引当金	1,119
有価証券	31,000	31,000	固定負債合計	1,119
基本財産合計	31,000	31,000	負債合計	6,702
3 追贈給与引当預金	1,119	1,574	III 正味財産の部	
その他固定資産	30,317	29,317	正味財産	70,220
その他固定資産合計	31,436	30,892	(うち基本金)	71,888
固定資産合計	62,436	61,892	固定資産合計	31,000
資産合計	76,922	76,659	負債及び正味財産合計	△ 1,668
				△ 3,837
				76,659

5. 奈良県との関係

(1) 取引

① 補助金

平成14年度の奈良県からの補助金は次のとおりである。

補助金名	開始年度	補助金額 (千円)	事業内容	対応する事業 (2.との関係)
奈良県緑化推進協会事業補助金	平成5年度	9,679	推進協会の円滑な運営を図るための補助。補助対象経費は、推進協会の業務に従事する役員又はその他の職員に要する人件費で、補助率は10分の10以内。	(運営費補助)
なら森を育てる祭典開催事業補助金	平成14年度	2,000	推進協会が行う「なら森を育てる祭典」に要する経費について補助。補助対象経費は知事が必要と認める一定の経費で、補助率は3分の2以内。	1. 緑化啓蒙普及事業
奈良県みどりの少年団結成活動費補助金	昭和49年度	600	推進協会が行うみどりの少年団の結成及び活動の推進事業に要する経費に於いての補助。補助対象経費は協会の定めるみどりの少年団長補品(供)規程に規定する経費。少年団1団につき100千円以内。なお、平成14年度の補助額は1団につき10千円であった。	3. みどりの少年団活動事業
合計		12,279		

② 受託事業

平成14年度の奈良県からの受託事業は次のとおりである。

受託事業名	契約金額 (千円)	事業内容	対応する事業 (2.との関係)
「矢田山遊びの森」維持管理事業	7,823	①総合管理(森林巡視等) ②境界管理、 ③管理道の管理 ④備・所有標識等の設置 ⑤清掃管理	6. 受託事業
治山古堰作成事業	1,523	①治山古堰の分冊作業及びデータベース化 ②山地災害危険地区の位置図の作成	同上
「矢田山遊びの森」体験ゾーン県民参加準備事業	1,700	①体験ゾーン内に県民参加による展覧作成 ②県民参加による子ども交流館情報提供準備	同上
合計	11,046		

II 外部監査の方法

1. 監査の視点

(1) 奈良県農林部について

① 推進協会に対する補助金及び委託契約に関する事務執行は適正になされているか。

(2) 推進協会について

① 奈良県との取引は適正に実施されているか。

② 設立目的や法人の基本規程である寄付行為に沿って事業運営が行われているか。

③ 自主事業はそれぞれの実施要領等に基づき適正に実施されているか。

④ 資産の実在性、回収可能性及び評価の妥当性について問題点はないか。

⑤ 会計処理は公益法人会計基準及び推進協会の経理規程に基づき適正になされているか。また、収支状況及び財政状態は公益法人会計基準に従って正しく表示されているか。

⑥ 事業別の収支計算が正しく行われているか。

2. 主な監査手続

上記視点に基づき、主に次の監査手続を実施した。

(1) 奈良県と推進協会との取引について、その概要の説明を受け、関係資料を閲覧した。

(2) 推進協会の設立経緯及び寄付行為を確認した。

(3) 実施事業の内容及び執行状況等について説明を聴取し、また関連書類、契約書、証拠等を閲覧した。

(4) 平成14年度未現在の資産及び有価証券については残高証明書の確認、未収金については次年度の回収状況を調査した。

III 外部監査の結果

1. 決算の承認時期

(1) 決算承認理事会開催の時期

推進協会の寄付行為第12条において、決算書類等は事業年度終了後3か月以内に理事会の決議を得ることと規定されている。これに従うと、毎年6月末日までに決算理事会を開催し決算書類等の決議を行う必要がある。

しかし、実際の理事会開催日は、平成14年度は平成15年8月6日、平成13年度は平成14年7月17日と事業年度終了後3か月を超えた日となっている。

理事会の開催が遅れる理由は、理事及び監事候補者の確定が遅れるためとのことであるが、寄付行為に従い6月末日までに理事会を開催し決算の承認決議を行う必要がある。

(2) 決算承認日に関して、寄付行為と経理規程との不整合

寄付行為では決算承認は事業年度終了後3カ月以内となっているが、経理規程においては2カ月以内と規定されており両者は整合していない。経理規程を「3カ月以内」に変更する必要がある。

2. 退職給与引当金の処理

退職給与引当金は、期末退職給与の要支給額に相当する金額を計上することとしている。当該会計方針に従うと、平成14年度末の退職給与引当金の金額は1,655千円となるべきであるが、決算書上は1,119千円であり535千円不足となっている。

計上不足の理由は、従来から期末退職給与要支給額の算定基準の適用を誤っていたことに加え、平成14年度は「当年度引当金増加額」の計算誤りがあったことによるものである。

当該不足額については、平成15年度の決算において追加計上することが必要である。

3. みんなの森造成事業の補助交付金額の取扱い

(1) 事業の概要

みんなの森造成事業は、緑の募金事業のひとつである。事業実施の方法等は、みんなの森造成事業実施要領(以下第3において「要領」という。)に定められており、当該要領に基づき事業を実施している。

① 事業の目的

地域住民で組織する団体^(注1)及び各種学校の生徒会が、自ら作成した緑化計画に基づき、その構成員等で実施する公共用地^(注2)での緑化造成を促進することにより、住民参加の緑化推進運動の活性化と拡大を図るものである。

(注1)「団体」とは、市町村、自治会、婦人団体、青年団体、PTA、老人会等の団体をいう。ただし、市町村は、原則として地域住民の参加を得て実施するものとする。

(注2)「公共用地」とは、集会場、駅前広場、学校等、地域住民に公開され、住民生活に密接な結びつきがあるもので、土地所有者及び管理者の承諾を得た土地をいう。

② 事業の方法

地域住民で組織する団体等が上記①の目的に適合した事業を実施する場合に、当該団体等に助成金を交付する。

当該事業に係る事業区分並びに事業費ごとの交付額は次のとおりである。

区分	事業区分	事業費	交付金額
I	1団地の面積がおおむね200㎡以上もしくは延長がおおむね100m以上	本事業の実施に要する経費の内、苗木・肥料等の資材及び営繕の経費であって、総額20万円以上	200千円以内
II	1団地の面積がおおむね250㎡以上もしくは延長がおおむね250m以上	本事業の実施に要する経費の内、苗木・肥料等の資材及び営繕の経費であって、総額30万円以上	300千円以内
III	1団地の面積がおおむね1,000㎡以上もしくは延長がおおむね400m以上	市町村が行う本事業の実施に要する経費の内、苗木・肥料等の資材及び営繕の経費であって、総額100万円以上	500千円以内

(注)「団地」とは、緑地を造成する区域をいう。「延長」とは、街路等で帯状に植栽する場合をいい、道路の両側に植栽する場合は総延長とする。

③ 平成14年度の事業概要

平成14年度は、17団体に對して総額3,740千円の助成金を交付している。

(2) 監査の結果

① 補助金交付金額の特例扱い

A団体の緑化事業「面積11,967㎡、事業費252千円」に対して250千円の補助金を交付している。要領の基準では、事業区分及び事業費区分の両方の基準を満たすタイプIとして、交付金額は200千円であると算定できる。

担当者の説明によると、「当該事業地は、3団体による広域でかつ大面積の緑化事業であることから、特に緑化の啓発や推進に大きく寄与するものと判断し、事業区分タイプIIを採用した」とのことである。

しかし、要領においては例外扱いができる規定はないため、要領の交付基準に従うと、事業区分タイプIで交付金額は200千円とすべきであった。

IV 包括外部監査の結果報告書に添えて提出する意見

1. みんなの森造成事業

(1) 事業の概要

前掲「II 監査の結果3. みんなの森造成事業の補助交付金額の取扱い(1) 事業の概要」参照

(2) 意見

① 公共用地に該当するかの判断

障害者施設を運営するA社会福祉法人敷地内の緑化造成費用200千円に對して100千円を補助している。当該場所が実施要領に定める公共用地に該当するかどうかは「地域住民に公開され、住民生活に密接な結びつきがある」ことについての判断が必要となる。

担当者の説明によると、住民に開放されていること、法人内部者と地域住民とのコミュニケーションの場として活用が図れること及び事業地は公道に接していることから地域住民が緑の安らぎを享受することができるとの理由から、要領にいう公共用地と判断した。なお、事業費は200千円であるが、法人からの申請に基づき補助金額は100千円とした。」とのことである。

上記説明内容は理解できるものであるが、補助金交付決裁書類には「××の理由により公共用地と認め補助金交付を決定した。」という理由が記載されており、根拠となる書面の提示を受けることができなかった。

当該事業は、県民からの緑の募金による事業であり、推進協会は、県民の募金を事業目的に沿って適正に執行していることを説明する責任を負っている。今後は、補助金交付の決裁書類に補助採択の理由を明確に記載するなどして、事業実施における透明性を高めることが必要である。

② 助成金交付基準の見直し

平成14年度に実施した助成事業及び助成金交付率は次のとおりである。なお、前掲II 監査結果3. に記載のもの、上記①に記載のもの及び交付先団体の要請により助成金額が基準より少ないもの3件の合計5件は除外している。

<交付基準>

区分	事業費	交付金額
I	200千円以上	200千円以内
II	300千円以上	300千円以内
III	1,000千円以上	500千円以内

<H14年度の交付状況> (単位：千円)

番号	事業費	交付金額	交付率
1	200	200	100.0%
2	212	200	94.3%
3	240	200	83.3%
4	245	200	81.6%
5	250	200	80.0%
6	256	200	78.1%
7	279	200	71.7%
8	281	200	71.2%
9	300	300	100.0%
10	324	300	92.6%
11	400	300	75.0%
12	450	300	66.7%
計	2,575	2,100	81.6%

上表によると、実績交付率(事業費に対する交付金額の比率)は66.7%から100%までの開きがある。また、上表の番号1及び番号9は実績交付率が100%であり、このことは助成金のみで事業を実施し自己資金の負担がないように思われる。

推進協会の説明によると、実際には地ごしらえや植栽のための労務・経費等が必要であり、これらは団体が費用負担していることである。しかし、当該事業は公共用地における緑化事業であるが、緑化によりもつばら恩恵を蒙るのは地元住民であることから、事業直接経費(補助対象経費)といえどもすべてを外助助成に頼るのではなく、地元の理解と協力により実施することが重要である。

助成金交付の交付率の格差をできるだけ小さくするため及び地元にも一定の負担を求めるために、交付基準の変更が望まれる。

例えば、事業費に対して一定の補助率とし、事業区分ごとに上限を設定することが望ましい。補助率については一律80%とする、あるいは事業区分ごとに100%未満の異なる一定率を適用する等が考えられる。

2. 今後の推進協会のあり方

(1) 推進協会の収支及び財政状況
推進協会の収支、正味財産増減の推移及び正味財産の状況は次のとおりである。

(単位：千円)

科目	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度予算
<収支計算書>						
I 収入の部	11,231	10,827	11,580	11,057	12,279	12,479
県補助金収入	6,788	8,759	7,856	3,286	4,620	2,880
募金収入	14,124	15,035	15,306	15,661	16,650	18,000
協力金収入	3,000	3,000	1,500	1,500	1,000	1,000
受託事業収入	42,611	41,679	21,399	11,379	11,046	8,911
その他収入	1,068	1,071	790	878	804	730
II 支出の部	78,821	80,490	59,330	54,756	47,024	44,000
自主事業費	16,794	16,512	19,206	19,652	21,908	22,470
受託事業費	39,254	39,701	21,399	11,379	11,046	8,911
管理費	15,490	15,454	16,245	16,271	15,668	16,325
人件費	12,633	12,659	12,704	12,867	13,708	13,850
使用料・賃借料	1,968	1,488	1,452	1,209	900	1,200
その他	889	1,307	2,089	2,204	960	1,275
特定預金支出	4,300	3,125	4,594	4,113	1,170	650
固定資産購入支出	—	—	—	10,994	—	144
当期支出合計	75,838	74,793	61,443	62,410	49,691	48,500
当期収支差額	2,983	5,697	Δ 2,113	Δ 7,654	Δ 2,668	Δ 4,969
前期繰越収支差額	12,658	15,641	21,338	19,225	11,571	8,903
本期繰越収支差額	15,641	21,338	19,225	11,571	8,903	4,403
<貸借対照表・正味財産の部>						
科 目	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度予算
正味財産	66,641	75,338	75,725	71,886	70,220	66,370
(うち基本金)	31,000	31,000	31,000	31,000	31,000	31,000
(うち基本金以外)	35,641	44,338	44,725	40,886	39,220	35,370
(うち当期正味財産増減額)	6,983	8,697	387	Δ 3,837	Δ 1,668	Δ 3,850

収入総額は減少傾向にあり平成14年度は平成11年度と比較して58%の水増しである。当期収支差額は平成12年度から平成14年度までマイナスが続いている。当期正味財産増減額も平成13年度及び平成14年度はマイナスであった。

収入の主な減少要因は、受託事業収入の大幅な減少と助成金・協力金の減少によるものである。募金収入は毎年わずかず増加しているが、その増加額は他の収入の減少をカバーするには程遠いものである。なお、県補助金の額においては大きな変動はない。

一方、支出については、受託事業費は対応収入の減少に連れて減少しているが、自主事業費は増加傾向にある。また、事務所移転により使用料・賃借料の削減に努めたが、管理費の中で大きなウエイトを占める人件費についてはすでに最低限必要な人員となっているためこれ以上の削減は困難とのことである。

(2) 意見

平成15年度予算も前年度と比較してマイナス予算となっている。基本金以外の正味財産が39百万円あるため、当分の間は当期正味財産のマイナスをカバーすることは可能であるが、これでは抜本的解決にならない。この状況では、推進協会が事業を継続する限り、県は補助金を継続することが必要となる。

推進協会は、今後の収支改善策として、緑の募金の拡大を図っているが、平成22年度までに達成すべき目標額は現在より6百万円多い23百万円とのことである。募金収入については、事業費に充当することが優先であり、正式な規定はないが人件費に使用できるのは10%程度とのこと、それによる目標募金額のうちの約2.3百万円である。また、受託事業や助成金・協力金は、現在の経済状況が続く限り増加は期待できないとのことである。

推進協会は、公益的事業を実施している団体といえども、効率的な運営が求められ、できる限り県の補助金負担を軽減すべきである。現在の事業規模では、県の補助金なしで人件費及び管理費のすべてを賄うのは困難である。経営の効率化・合理化を実施するためには、他の団体との合併による規模の拡大や、管理部門の統合などによる効率化が必要と考えられる。

以上

【定価】 一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円 (共に送料、消費税別)

発行

奈良県

印刷

株式会社 春日

奈良市登大路町三〇〇
電話 〇七四二一三一一一〇(代)

奈良市三条栄町九一八
電話 〇七四二一三五七三(代)

本誌は再生紙を使用しています。